
3016. 別送品輸出申告

| 業務コード | 内 容 |
|-------|---------|
| UEC | 別送品輸出申告 |

1. 業務概要

通関業者が「別送品輸出申告事項登録（UEA）」業務後に別送品輸出申告、搬入時申告の旨の登録及び開庁時申告の旨の登録を行う。

また、申告条件を指定することで、貨物が搬入前においても申告が可能である。

搬入時申告の旨の登録、搬入前申告、開庁時搬入前申告の旨の登録は、AWB番号が輸出貨物情報DBに登録されていない場合でも可能である。（Air-NACCSのみ）

(1) 本業務では以下の申告条件が入力可能である。

| コード | 申告条件 | 備考 |
|-----|--|--|
| なし | 貨物が搬入後に行われた別送品輸出申告（以下、搬入後申告という。） | 搬入時申告または開庁時申告による自動起動を含む。 |
| X | 貨物が搬入前に行われた別送品輸出申告（以下、搬入前申告という。） | 開庁時搬入前申告による自動起動を含む。 |
| I | 貨物搬入時に別送品輸出申告を自動起動する旨の登録（以下、搬入時申告） | 搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。 |
| K | 登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に別送品輸出申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時申告） | ①開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。 ②搬入後申告に限る。 |
| Y | 登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に搬入前申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時搬入前申告） | 開庁時搬入前申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時搬入前申告の登録が行われない限り、開庁時搬入前申告は処理されないこととなる。 |

(2) 本業務は以下の時間帯にて実施可能である。

| 申告条件 | 実施可能時間帯 | 特記事項 |
|---------|----------|---|
| なし X | 税関開庁時間内 | 本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。 |
| K Y | 税関開庁時間外 | |
| I | 時間帯を問わない | |

(3) 税関開庁時間外における時間外執務要請届を利用した申告について

申告条件「なし」「X」の場合は、時間外執務要請届の届出時間帯であれば、申告を行うことができる。

申告条件「I」の場合は、貨物の搬入前に時間外執務要請届を行っておくことで、時間外執務要請届の届出時間帯に貨物の搬入がされれば、申告が自動で受理される。

(4) 登録内容に基づき審査区分を選定する。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) システムに通関士として登録されていること。

(C) Sea-NACCSの場合

①別送品輸出申告DBに登録されているUEA業務を行った通関業者と同一であること。

②貨物情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。

(D) Air-NACCSの場合

①別送品輸出申告DBに登録されているUEA業務を行った利用者または通関依頼先と同一であること。

②輸出貨物情報DBに登録されている通関依頼先の利用者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 別送品輸出申告DBチェック (○: チェックを行う)

△: 申告条件「なし」

| 項番 | チェック条件 | △ | X | I | K | Y |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 別送品輸出申告番号が別送品輸出申告DBに存在すること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 別送品輸出申告事項の登録が完了した状態であること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 通関業者により別送品輸出申告事項の登録が完了した状態であること。(Air-NACCSのみ) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 別送品輸出申告がされていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 搬入時申告の旨の登録がされていないこと。(Sea-NACCSのみ) | | | ○ | | |
| 6 | 開庁時申告の旨の登録がされていないこと。 | | | | ○ | ○ |
| 7 | 本業務を行おうとする日がUEA業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。(Sea-NACCSのみ) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(4) 時間外執務要請届DBチェック

申告条件「なし」「X」が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

①当該申告者分の時間外執務要請届DB(届出種別「D: 別送品」または「F: 別送品(24時間提出可能)」)が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 税関開庁時間チェック

申告条件「K」「Y」の場合は、本業務実施時間が税関の開庁時間外であること。

(6) 貨物情報DBチェック (○: チェックを行う) (Sea-NACCSのみ)

登録されている輸出管理番号について以下のチェックを行う。

| 項番 | チェック条件 | △ | X | I | K | Y |
|----|-----------------------|---|---|---|---|---|
| 1 | 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 輸出貨物であること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 項番 | チェック条件 | △ | X | I | K | Y |
|----|--|---|---|---|---|---|
| 3 | 以下の項目について別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。 ①貨物個数 ②個数単位コード ③蔵置場所（搬入予定先） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 搬入（予定）先が1カ所であること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 仕分けの親となっていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 仕合せの親となっていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 訂正保留となっていないこと。 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 9 | 他の輸出申告等がされていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 貨物手作業移行されていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 自動起動による申告（搬入時申告及び開庁時申告）の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。 | ○ | | | ○ | |
| 12 | 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物でないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 搬入予定先がシステム参加保税地域* ¹ であること。 | | ○ | ○ | | ○ |

(* 1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

(7) 輸出貨物情報DBチェック (○: チェックを行う) (Air-NACCSのみ)

登録されているAWB番号について以下のチェックを行う。

| 項番 | チェック条件 | △ | X | I | K | Y |
|----|--|---|---|---|---|---|
| 1 | AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。(申告条件「X」「I」「Y」の場合で、AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、後続のチェックを行わない。ただし、その場合はAWB番号の枝番入力は不可。) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 輸出貨物であること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | MAWBでないこと。 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 4 | 未ラベルでないこと。 | ○ | ○ | | | ○ |
| 5 | 仮陸揚げ貨物でないこと。 | ○ | ○ | | | ○ |
| 6 | システム外許可済でないこと。 | ○ | ○ | | | ○ |
| 7 | 以下の項目について別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。 | | | | | |
| | ①通関依頼先 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ②貨物個数 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ③蔵置場所（搬入予定先） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。 | ○ | | | ○ | |
| 9 | 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。 | ○ | | | ○ | |
| 10 | 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。 | ○ | | | ○ | |
| 11 | 訂正保留となっていないこと。 | ○ | | | ○ | |
| 12 | 他の輸出申告等がされていないこと。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 以下の登録がされていないこと。 ①「貨物差止め」 ②「亡失届受理」 ③「滅却承認」 ④「その他」 (申告条件「X」「Y」の場合は、①のみチェックを行う。) | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 14 | 貨物手作業移行されていないこと。 | ○ | ○ | | ○ | ○ |

| 項番 | チェック条件 | △ | X | I | K | Y |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 15 | 搭載完了登録されていないこと。 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 16 | 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。 | ○ | | | ○ | |
| 17 | UBG貨物であること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(8) 搬入伝票・LDR情報DBチェック (Air-NACCSのみ)

申告条件「X」の場合で、貨物に搬入伝票情報が登録されている場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR情報DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告条件切り替え処理

(A) 申告条件「I」の場合に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。

(B) 申告条件「X」の場合に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。

(C) 申告条件「Y」の場合に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、申告条件「K」に切り替え、処理を継続する。

(D) 申告条件「I」後に、貨物が税関の開庁時間外に搬入確認登録された場合は、以下の通り処理する。

①時間外執務要請届がされている場合は、起動された時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であれば、申告が自動起動される。

②上記①以外は、開庁時申告の旨の登録が行われ、登録後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)に自動起動される。なお、翌平日の予め定められた時刻を待たずに申告を行うには、時間外執務要請届がされた後、本業務にて申告を行う。

(3) 審査区分選定処理

申告条件「なし」「X」の場合は、登録内容に基づき審査区分を選定する。

(4) 利用者用整理番号の払出し処理

申告条件「なし」「X」の場合で、利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、その利用者単位の通番を払い出す。

(5) 別送品輸出申告DB処理

手続きの状況を別送品輸出申告DBに登録する。

(6) 貨物情報DB処理 (○: 処理を行う) (Sea-NACCSのみ)

①手続きの状況を貨物情報DBに登録する。

②申告条件「I」の場合は、搬入時申告を行う旨を登録する。

③申告条件「X」の場合は、貨物搬入時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

(7) 輸出貨物情報DB処理 (Air-NACCSのみ)

①別送品輸出申告DBに登録されているAWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。

②別送品輸出申告DBに登録されているAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。

- ③申告条件「I」の場合は、搬入時申告を行う旨を登録する。
- ④申告条件「X」の場合は、貨物搬入時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。
- (8) 時刻起動電文DB処理
 - ①申告条件「なし」「X」の場合で、申告条件「K」「Y」後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。
 - ②申告条件「K」の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。
 - ③申告条件「Y」の場合は、開庁時搬入前申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。
- (9) 搬入伝票・LDR情報DB処理（Air-NACCSのみ）

申告条件「X」の場合で、貨物に搬入伝票情報が登録されている場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。
- (10) 添付ファイル管理DB処理

入力された別送品輸出申告番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

 - ①手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。
 - ②申告条件「なし」「X」の場合は、別送品輸出申告がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。
- (11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
|-----------------|--|-------------|
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 別送品輸出申告控情報 | 申告条件「なし」「X」の場合 | 入力者 |
| 別送品輸出申告情報（レコーダ） | 申告条件「なし」「X」の場合 | 税関（別送品担当部門） |
| 添付情報通知情報 | 以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイルの登録が行われている場合 ②別送品輸出申告情報（レコーダ）の出力を行った場合 | 税関（別送品担当部門） |